



京築広域景観計画

～みち文化と清流文化の連帯が奏でる
“豊姫の国”の景観～

概要版



平成23年12月
福岡県

■ 景観計画の目的と役割

● 目的

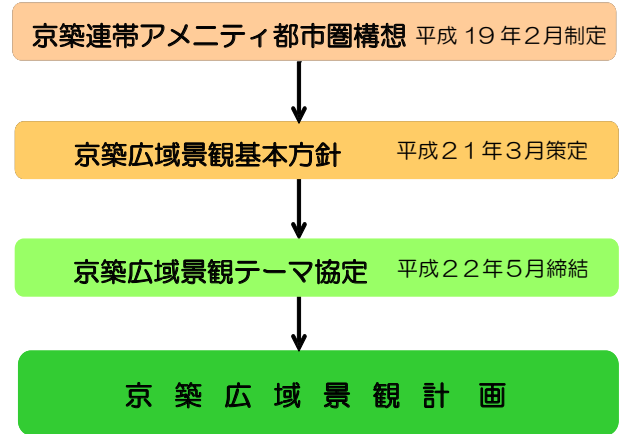
古代、九州の政治と文化の要衝として栄えた京築地域には、山々や川、海が織りなす豊かな自然景観が広がり、神楽や神幸祭、山笠等、古くから受け継がれてきた祭礼行事が季節の折々に演じられ、地域の景観に彩を与え、特徴的な景観を有しています。

平成18年度に福岡県と京築地域の2市5町は『京築連帯アメニティ都市圏構想』を制定し、様々なプロジェクトを実施しています。その主要プロジェクトとして京築地域の景観の保全・活用の取り組みを進めており、平成21年3月に『京築広域景観基本方針』を策定し、平成22年5月には京築地域における景観形成を総合的に進めるための役割を担うマスタープランとして『京築広域景観テーマ協定』を締結しました。こうした広域的な景観形成をさらに推進するため、景観法を活用した『京築広域景観計画』を策定し、『京築広域景観テーマ協定』で掲げたテーマの実現を目的としています。

● 位置づけと役割

『京築広域景観計画』は、京築地域全体を一つのまとまりとして大きく捉え、市町界を越えて存在する広域的な景観特性を反映した計画です。本景観計画は、景観法に基づく事項を規定するとともに以下の役割を担います。

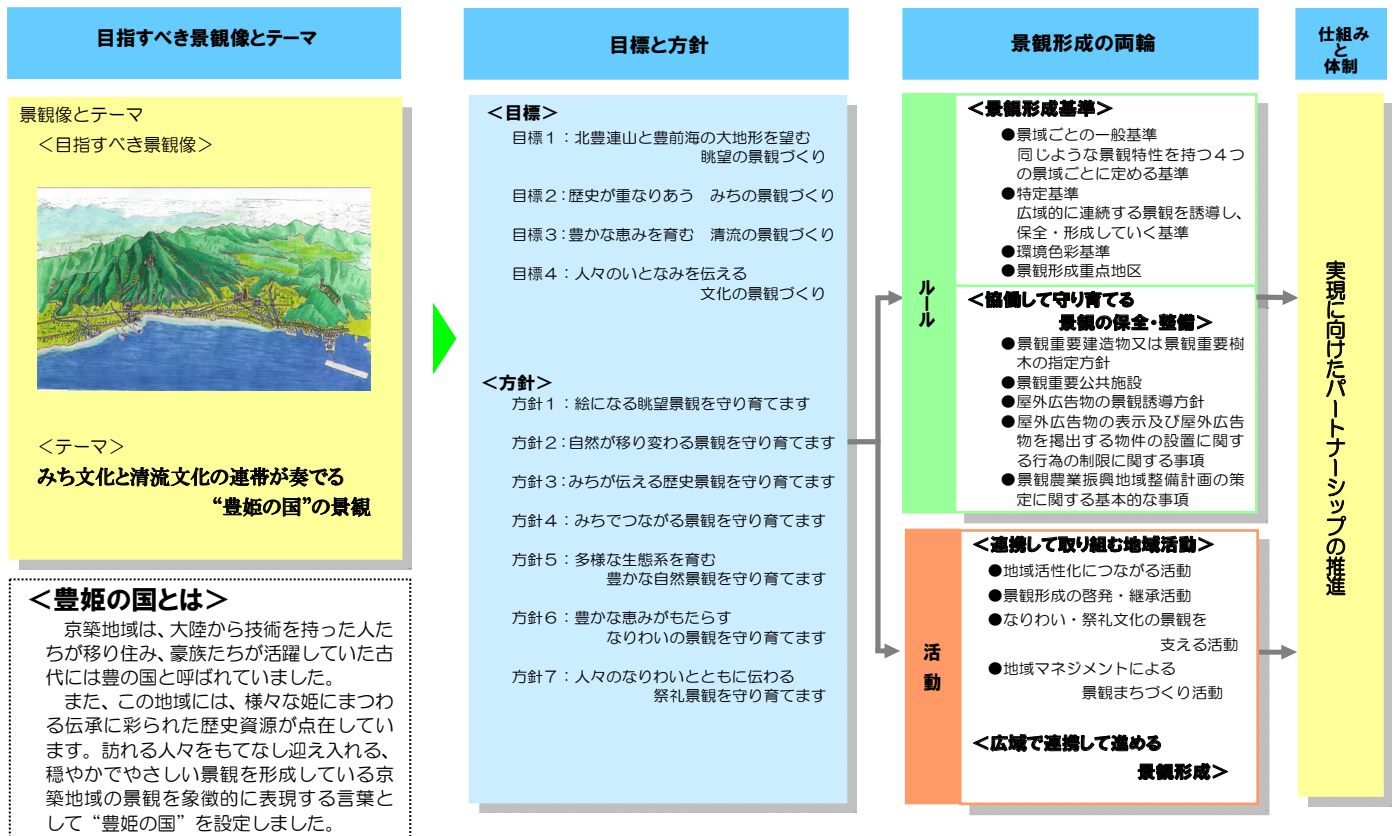
- ① 市町の境界を越え、相互に連携しながら、調和と整合を図る計画
- ② 京築地域の市町における独自の景観まちづくりの取り組みを支援する計画
- ③ 景観資源を活かした地域の活性化を促進する計画



■ 景観計画の構成

この計画は、「京築広域景観テーマ協定」のテーマ、目標、方針を踏まえ、景観法を活用した「ルール」と地域で取り組む「活動」を景観形成の両輪として位置づけ構成しています。

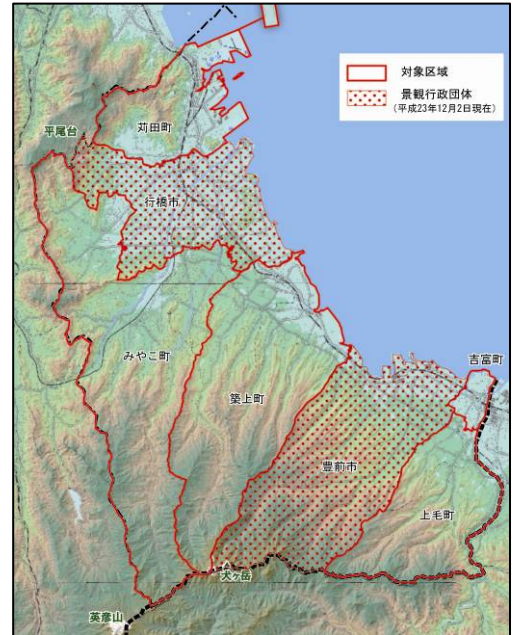
また、これらの実現に向け、地域住民、まちづくり団体・NPO、事業者、行政のパートナーシップによる景観まちづくりを推進するための仕組みと体制を定めています。



■ 景観計画の対象区域

この計画の対象区域は、県内の京築地域7市町（行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町）の区域とします。但し、景観法に基づく「良好な景観の形成に関する方針」「景観形成基準」「協働して守り育てる景観の保全・整備」については景観行政団体（行橋市、豊前市）を除く区域とします。

■対象区域の位置



■ 届出が必要な行為

良好な景観形成に影響を及ぼすおそれのある以下の行為を行う場合は、「景観法」及び「福岡県美しいまちづくり条例」に基づき、県知事への届出が必要となります。

届出が必要な行為	対象規模
(1) 建築物の建築等	
新築、増築、改築若しくは移転	建築物の行為に係る部分の延床面積が 1,000 m ² 以上（「店舗等」*1は 500 m ² 以上）又は高さが 10m以上のもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	建築物の延床面積が 1,000 m ² 以上（「店舗等」*1は 500 m ² 以上）又は高さが 10m以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の 1/2 以上のもの
(2) 工作物*2の建設等	
新築、増築、改築若しくは移転	行為に係る工作物の高さが 10m 以上のもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物の高さが 10m 以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の 1/2 以上のもの
(3) 都市計画法に基づく開発行為	行為に係る土地の面積の合計が 3,000 m ² 以上のもの
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	行為に係る土地の面積の合計が 3,000 m ² 以上のもの
(5) 外観照明 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明	・延床面積が 1,000 m ² 以上（「店舗等」*1は 500 m ² 以上）又は高さが 10m以上の建築物の外観について行う照明 ・工作物*2で高さが 10m 以上のものの外観について行う照明

■景観形成重点地区 ※上の表の（3）（4）（5）についても届出が必要となります。

届出が必要な行為	対象規模
(1) 建築物の建築等	全て
(2) 工作物*2の建設等	
新築、増築、改築若しくは移転	行為に係る工作物の高さが 10m 以上のもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物の高さが 10m 以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の 1/2 以上のもの

景観形成重点地区の屋外広告物については、P10の屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項に適合する必要があります。

- *1 「店舗等」とは、店舗、飲食店、展示場、遊技場、劇場、映画館、演芸場又は観覧場をいう。
- *2 対象となる「工作物」は次に挙げるもの。
 - ・煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ及び物見塔
 - ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設及び自動車車庫

■届出等の対象外となる行為

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（景観法施行令第8条で定めるもの）
 - ・地下に設ける建築物又は工作物、仮設の工作物、法令等による義務の履行として行う行為等
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 景観重要公共施設の整備として行う行為
- 福岡県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置
- 文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区で行う行為

目指すべき景観像とテーマ

みち文化と清流文化の連帯が奏でる“豊姫の国”の景観

京築地域の美しい景観は、太古より今日まで受け継がれてきた山並み、谷筋、丘陵、平野、海といった大地形によって形づくられています。

その上に、古代より伝来してきたみち文化がつくりだす景観と、河川沿いに育まれるなりわいやいとなみを礎とした清流文化がつくりだす景観が重なり合い、時代の変化とともに少しずつ形を変えながら今日へとつながってきたものが“豊姫の国”の景観といえます。

この景観を活かしたまちづくりには、京築地域の連帯による取り組みが求められています。

地域住民、まちづくり団体・NPO、企業、行政等の多様な主体が垣根を越え、京築地域の景観を守り育て、新しい魅力を生み出すために、広域的に参画、連携、協働し、京築地域全体で奏でる景観を未来へ引き継ぎます。

絵になる眺望景観	自然が移り変わる景観	みちが伝える歴史景観	
みちでつながる景観	多様な生態系を育む豊かな自然景観	豊かな恵みがもたらすなりわいの景観	人々のなりわいとともにつなぐ祭礼景観

景観形成基準

京築地域の景観特性に応じて景域を設定し、景域毎に景観形成の考え方を示すとともに、建築物・工作物等の配置や形態・意匠、色彩等の景観に配慮する事項を景観形成基準として定めます。

同じような景観特性を持つ領域を「景域図」に示す4つの景域に区分し、「一般基準」を適用します。また、地域内外をつなぐ主要な幹線道路沿いについては、一般基準に上乗せする「特定基準」を定め、連続する景観の保全・形成を図ります。さらに景観上重要な地区を「景観形成重点地区」としてきめ細やかな基準を設定します。

<p>◆一般基準 同じような景観特性をもつ「景域」に区分された領域ごとに定める基準です。面的に定めた景観誘導により、地域全体の景観の向上を図ります。</p>	<p>◆特定基準 広域的に連続する景観を保全・形成するため、一般基準に加え、特徴を活かした良好な景観を誘導していくために定める基準です。</p>	<p>◆景観形成重点地区 重点的に良好な景観形成を図ることが望ましい地区を『景観形成重点地区』として指定し、建築物・工作物等に対してよりきめ細やかな基準を定め、街並みの景観の向上を図ります。</p>
---	---	--



一般基準による景観形成
(一定規模以上の行為に対し、全体をカバーする緩やかなルール)

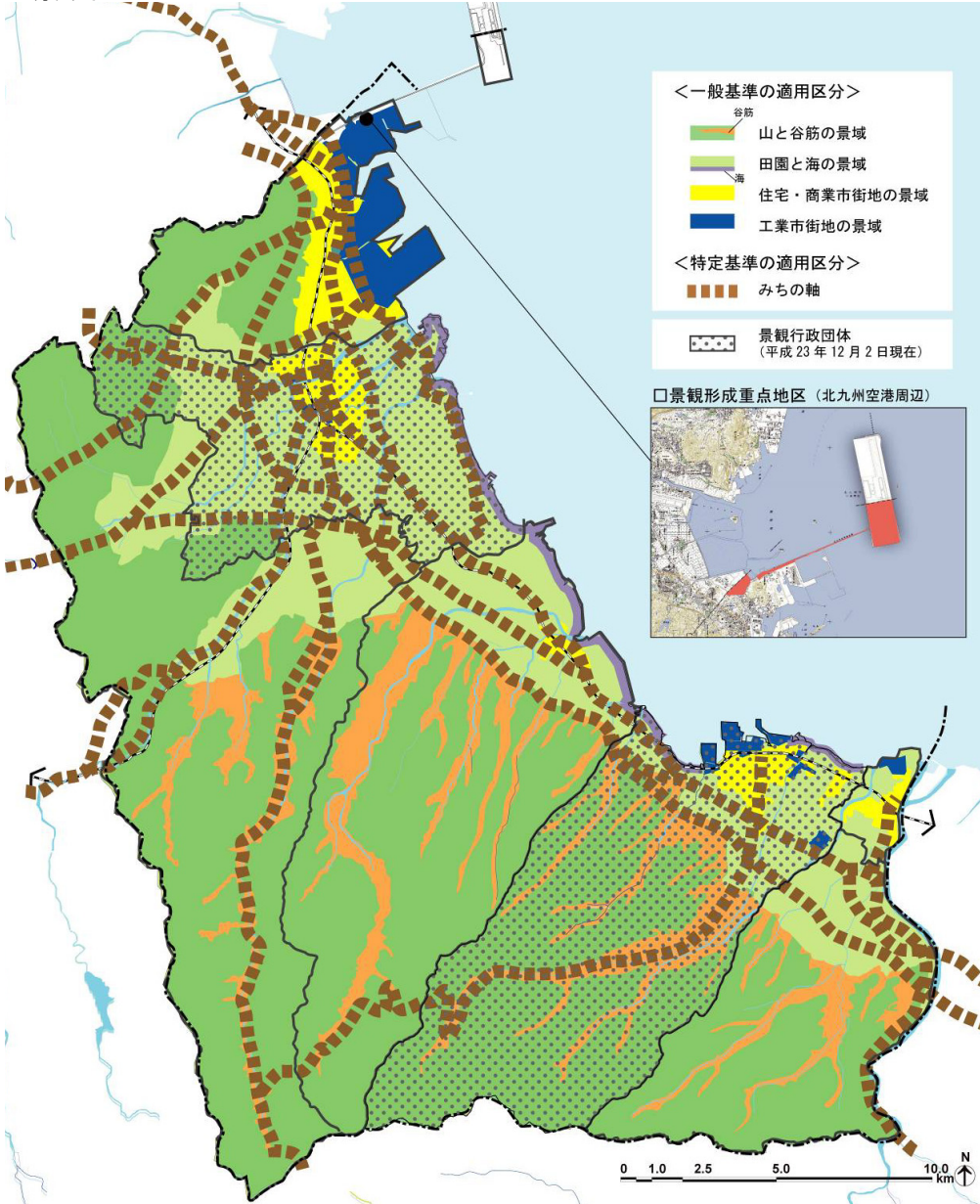


特定基準による景観形成
(広域的に連続する景観を保全・形成するルール)



景観形成重点地区の指定による景観形成
(景観上重要な地区の景観の向上を図るきめ細やかなルール)

■景域図



<山と谷筋の景域>



<田園と海の景域>



<住宅・商業市街地の景域>



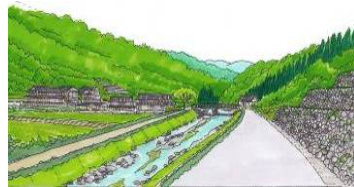
<工業市街地の景域>

①山と谷筋の景域

原風景を形づくる良好な自然景観、生活文化を伝える集落地景観の保全・継承

清流の恵みによる豊かな自然環境を有する山と谷筋の景域では、山や谷筋の緑や河川などの自然景観の保全を図ります。

また、地域固有の生活文化を伝える集落地は、周辺との調和や保全を図ります。



②田園と海の景域

自然、田園、集落地、海が一体となっとなりわい景観の保全・継承

なりわいの景観が広がる田園と海の景域では、良好な田園や果樹園、海浜などのなりわい環境を保全するとともに、農漁村集落は周辺との調和・保全を図ります。



③住宅・商業市街地の景域

まとまりや賑わい・潤いの感じられる住宅・商業市街地景観の形成

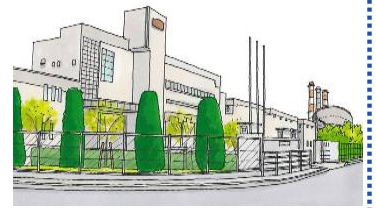
まちの中心的な役割を担い、活力や賑わいを創り出す住宅・商業市街地の景域では、全体として調和のとれたまとまりある市街地景観の形成を誘導します。



④工業市街地の景域

産業の活力が感じられる工業市街地景観の形成

新たな地域の産業としての活力を感じさせる工業市街地の景域では、ゆとりある空間の確保と緑等による開放的な空間の形成を図ります。



● 一般基準

それぞれの景域の特性と調和するよう、建築物・工作物、開発行為、土地の形質の変更等について、配置、形態・意匠、色彩、緑化などの配慮すべき基準を定めます。

		山と谷筋の景域	田園と海の景域	
建築物 工作物	配 置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の環境や地形に十分配慮した配置とする。 ・棚田や谷筋沿いの自然景観を阻害しない配置とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林、松林等に配慮した配置とする。 ・周囲との連続性に配慮した配置とする。 	
	形態・ 意匠・ 色彩	周辺との調和	・棚田や山村集落等が残る地域においては、地域の基調となっている伝統的な形態・意匠と調和させる。	・農漁村集落では周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。
		圧迫感の軽減	—	・大規模な建築物等では、長大な壁面になることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
		設備類	—	・建築設備類を設置する場合は、建築物等の裏側へ配線するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 ・色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とし、背景の緑と調和するよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 ・色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。 	
外構・緑化等	・自然の植生に配慮した緑化に努めると共に、敷地境界部では、できる限り多くの樹木・花壇による植栽を施す。	・自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、前面道路との境界ではできるだけ多くの樹木や花壇による植栽を施す。		
開発行為・土地の形質の変更等	周辺への配慮	・自然環境、植生、貴重な動植物の生態系に配慮する。	—	
	造成等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 ・面的な一団の開発等に伴う法面、擁壁は長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 ・面的な一団の開発等に伴う法面、擁壁は長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。 	
	既存樹木・樹林等の保全	・谷筋やまとまった斜面地の樹林帯は、できる限り保全する。	・田園の中の一団にまとまった緑や社寺林、河川沿いの樹林、海岸部の松林等は、できる限り維持・保全する。	
外観照明	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。 ・点滅照明は設置しない。 ・派手な照明器具は設置しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な夜間景観を阻害しないよう必要最小限の明るさとする。 ・点滅照明は、設置しない。 ・派手な照明器具は設置しない。 		

		住宅・商業市街地の景域	工業市街地の景域	
建築物 工作物	配 置	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲との連続性に配慮した配置に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりある空間を確保するように建築物・工作物等の位置に配慮する。 	
	形態・ 意匠・ 色彩	周辺と の調和	<ul style="list-style-type: none"> ・住居系市街地では、周囲のまちなみから突出する奇抜なものは避ける。 ・商業系市街地では、周辺の建物との連続性や、歩道や街路樹等の歩行空間と調和した形態・意匠に配慮する。 	—
		圧迫感 の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な建築物等では、長大な壁面になることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な建築物等は、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
		設備類	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備類を設置する場合は、建築物等の裏側へ配線するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。 	—
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 ・色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。
	外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路との境界部に垣・さく等を設置する際にはブロック塀は避け、開放性のあるものとし、できる限り生け垣や緑化フェンスに努める。垣・さく等を設置しない場合には、道路境界部に、できるだけ多くの樹木や花壇による植栽を施す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開放的な緑化空間を形成するよう、敷地境界部は出来る限り樹木、花壇による植栽を施す。 	
開発行為・土地 の形質の変更等	周辺へ の配慮	—	—	
	造成等	—	—	
	既存樹 木・ 樹林等 の保全	—	—	
外観照明		—	—	

● 特定基準

地域内外をつなぐ主要な幹線道路の沿道景観等、広域的に連続する景観について、一般基準に上乗せするきめ細やかな基準を設定し、地域の魅力向上を図ります。

<みちの軸の基準>

みちの軸		景観形成基準	
建築物 工作物	形態・ 意匠	連続性への 配慮	・建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周囲の景観と調和した形態・意匠とする。
開発行為、土地の 形質の変更等		緑化	・道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。



<主要地方道門司行橋線 沿道の緑化>

<対象区域>

対象区域は、以下に示す道路の道路境界線から 30m の範囲となります。

一般国道 10 号、一般国道 201 号、一般国道 496 号、東九州自動車道、椎田道路、
主要地方道豊前万田線、主要地方道吉富本耶馬溪線、主要地方道門司行橋線、主要地方道犀川豊前線、
主要地方道行橋添田線、主要地方道椎田勝山線、主要地方道苅田採銅所線

● 環境色彩基準

JIS 日本工業規格の標準である「マンセル表色系」による色相、明度、彩度といった数値による尺度を使い、地域の景観を阻害しないよう景観誘導を行います。

<建築物の環境色彩基準>

景域	部位	色相	明度	彩度
山と谷筋	外壁基調色	7.5R~2.5Y	7.5 以下	4.0 以下
		無彩色(N)	7.5 以下	—
		上記以外の色相	7.5 以下	2.0 以下
	屋根	2.5~7.5BG	7.5 以下	4.0 以下
		無彩色(N)	7.5 以下	—
		上記以外の色相	5.0 以下	2.0 以下
田園と海	外壁基調色	有彩色	—	4.0 以下
		無彩色(N)	—	—
	屋根	有彩色	7.5 以下	4.0 以下
		無彩色(N)	7.5 以下	—
住宅・商業市街地、工業市街地	外壁基調色	有彩色	—	6.0 以下
		無彩色(N)	—	—
	屋根	有彩色	—	4.0 以下
		無彩色(N)	—	—

■景観誘導のイメージ



<工作物の環境色彩基準>

景域	部位	色相	明度
山と谷筋	全て	7.5 以下	4.0 以下
田園と海、住宅・商業市街地、工業市街地	全て	—	4.0 以下

◆マンセル表色系とは

「マンセル表色系」では、色彩を「色相」「明度」「彩度」の3つの尺度を組み合わせて表します。

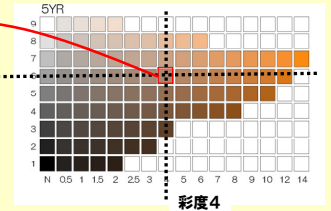
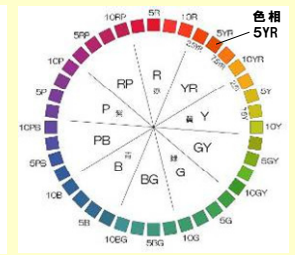
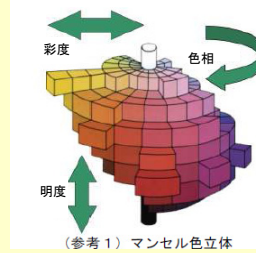
色相: いろあいを表します。10種の基本色、赤 (R)、橙 (YR)、黄 (Y)、黄緑 (GY)、緑 (G)、青緑 (BG)、青 (B)、青紫 (PB)、紫 (P)、赤紫 (RP) を表し、さらにそれを10等分します。

明度: 明るさの度合いを0~10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

彩度: 鮮やかさの度合いを数値で表します。色みのない鈍い色ほど数値が小さく、鮮やかな色ほど数値が大きくなります。

マンセル値の表し方: 色彩の3属性を組み合わせて表記する記号で、下記のように読みます。

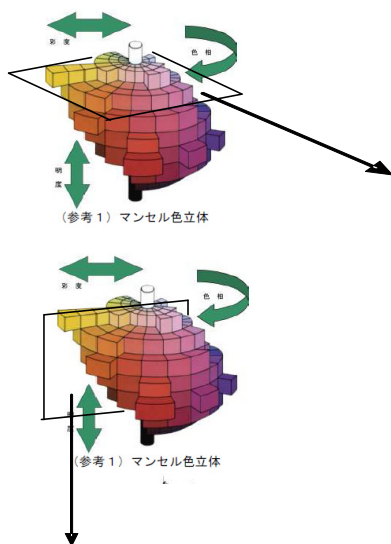
5YR **6** **4**
 5ワイアール (6) の (4)
 (色相) (明度) (彩度)



参考: 建築物の色彩基準のイメージ

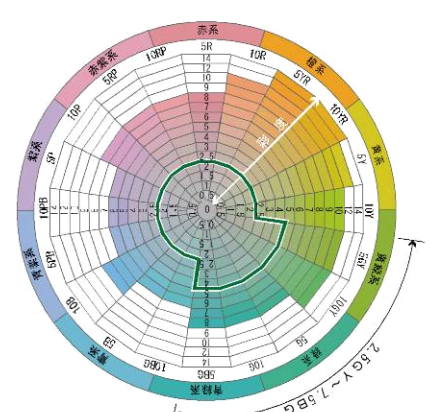
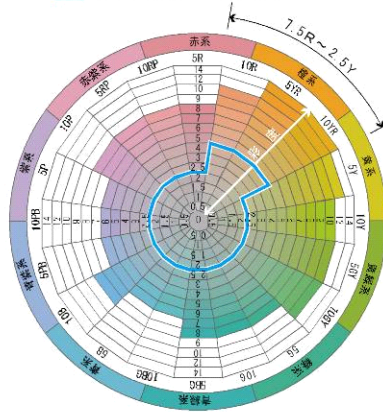
<山と谷筋の景域>

※ここで使用している色相は、明度7を基準としている。

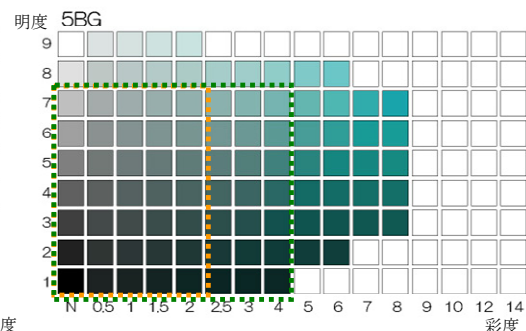
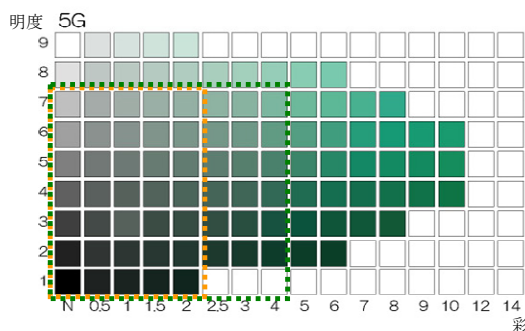
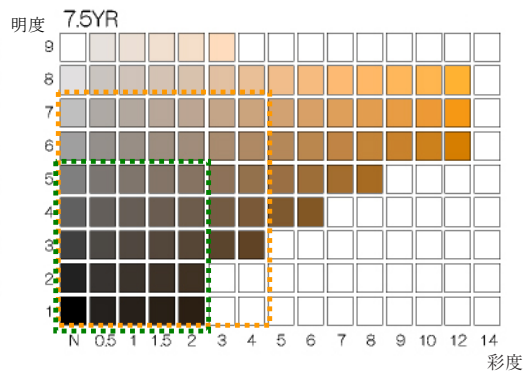
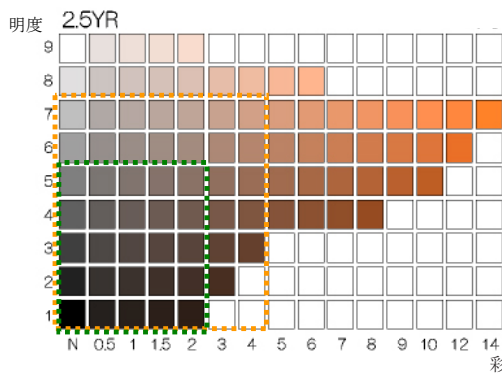


□ 外壁基調色となる色彩の範囲

□ 屋根色となる色彩の範囲



□ 外壁の色彩
 □ 屋根の色彩



● 景観形成重点地区

景観形成重点地区は、重点的に良好な景観形成を図ることが望ましい地区です。

北九州空港周辺は、周囲の山々の緑、身近に広がる田園、見渡せる空、周防灘といった豊かな自然の中に、北九州空港をはじめ、新しい街並みが形成されています。そして、訪れる観光客やビジネスマンが最初に九州を感じる場所でもあり、空港を利用して帰ってきた人々が九州に帰ってきたことを実感する場所でもあります。

そのため、北九州・京築地域の新しい玄関口にふさわしい景観づくりが重要となります。そこで、北九州空港周辺地区を景観形成重点地区と定め、もてなしの景観づくりを目標に良好なまちなみの形成を進めます。



■対象区域の範囲

(※北九州空港周辺景観形成ガイドラインと同じエリアです)



<範囲>

- 県道新北九州空港線の空港 I.C 入口交差点から連絡橋までの約 4.5 km
- ・新北九州空港道路沿いの苅田町臨空産業団地の地区計画の区域
- ・新北九州空港道路沿いの工業専用地域：道路端から約 50m の範囲
- ・連絡橋及び新北九州空港の苅田町側

■景観形成の目標と方針

目 標：新しい玄関口にふさわしいもてなしの景観づくり

方針1

海・山・田園・空への広がりを感じる開放感のある空間づくり

方針2

周辺の風景と調和し、すっきりとしたまとまりのあるまちなみづくり

方針3

新しい玄関口として印象に残る、落ち着いた景観づくり



■景観形成基準

景観形成基準	
建築物等の配置・高さ	・建築物等は広がりを感じられるように、できるだけ道路から後退して配置するように努める。 ・建築物等の高さは、周辺環境や周囲の建築物と調和し、広がりを感じられるような高さとなるように努める。
建築物等の色彩・素材等	・建築物等の色彩は落ち着きがあり、周辺環境と調和するように努める。 ・建築物等には、耐久性に優れ、汚れづらい素材を用いるなど、美しさを感じられるように努める。 ・倉庫や工場などの大規模な建築物の壁面等は、色彩や形態に配慮し、周辺環境と調和するように努める。
建築設備等	・建築設備や屋外に設置される室外機等は、建物との一体化や周辺から見えないように努める。 ・自動販売機は門司行橋線、新北九州空港線に面して設置しないように努める。
緑化等	・敷地の道路や隣地との境界部分は、潤いを感じられるように、樹木や花などの緑化に努める。 ・駐車場や資材置き場等は樹木等により、道路から見えないように努める。

■環境色彩基準

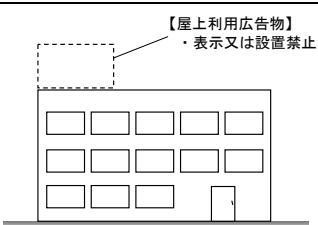
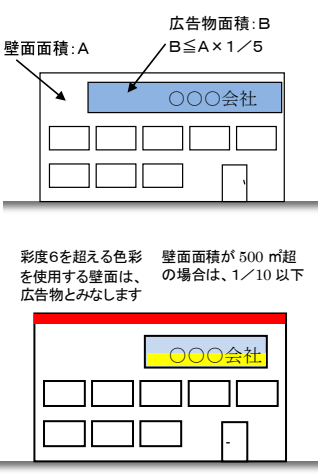
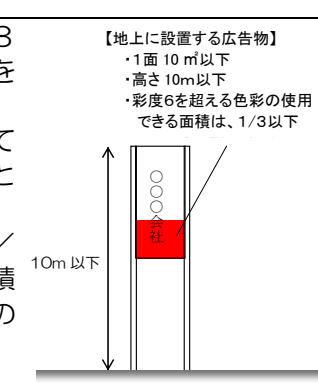
	部 位	色 相	明 度	彩 度
建築物	外壁基調色	有彩色	—	6.0 以下
		無彩色	—	—
	屋根	有彩色	—	4.0 以下
		無彩色	—	—
工作物		全て	—	4.0 以下

■屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

- (1) 自己の用に供するもの以外は、掲出しないよう努める。
- (2) 広告物の形態、色彩等は、周辺環境の建築物等と調和するように努める。
- (3) 広告物の面積、高さは、北部九州の玄関口にふさわしく、必要最小限になるように努める。

○自己の用に供するものの基準

- a 1敷地における表示面積の合計が100㎡以下とする。
- b 彩度6を超える色彩を使用できる面積は、表示面積の1/3以下とする。
また、地色については周辺環境や建築物等と類似・融和するものとする。
- c 地上に設置する広告物等については、1敷地の概ね1辺当たり1物件とする。
- d 動光、点滅照明その他これらに類するものは、表示又は設置しないこと。
- e 蛍光色及び反射効果のあるものは、表示又は設置しないこと。
- f 電光表示装置等を用いて映像を映し出すものは、設置しないこと。
- g その他まちなみ景観を阻害すると考えられるものは、表示又は設置しないこと。
- h aからgまでに掲げるもののほか、次の表に掲げるもの。

区分	項目	基準
屋上広告物	表示又は設置	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止 
壁面広告物	表示面積（1面）	<ul style="list-style-type: none"> ・表示する建築物の壁面の垂直投影面積の1/5以下かつ50㎡以下（表示面積の1/3を超えて彩度6を超える色彩を使用する場合は25㎡以下） ・建築物の壁面の彩度が6を超える部分については、広告物の面積として算入する（ただし垂直投影面積が500㎡を超えるものについては、垂直投影面の1/10以下とする） ・屋根のみの建築物において表示面積が5㎡以内のものについては上記のかぎりでない <p>屋根のみ建築物とは、ガソリンスタンドのような建築物（キャンピー）をさす</p> 
地上に設置する広告物等	高さ 表示面積（1面）	<ul style="list-style-type: none"> ・10m以下 ・10㎡以下（表示面積の1/3を超えて彩度6を超える色彩を使用する場合は5㎡以下） ・高さ5m未満のものについては、表示面積を1面3㎡以下とする ・円柱の場合は、最大円周の1/3に高さに乗じて得られる面積を1面とみなし、2面あるものとする 

■ 協働して守り育てる景観の保全・整備

● 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

京築地域の歴史、文化、自然等から見て、地域固有の歴史を物語る建造物や樹木、伝統的工法や生活文化を今に伝える建造物、地域のシンボルとして人々に親しまれている建造物・樹木等が数多く存在し、地域の人々に大切に守られています。

これらを後世に継承していくために、所有者等の意向を確認した上で、景観法に基づき「景観重要建造物」や「景観重要樹木」として適切に保全ができるよう、これらの指定方針を定めます。



<旧蔵内邸（築上町）>

【景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針】

- ①地域の歴史、文化、自然等とともにある景観を特徴づけているもの
- ②地域の歴史や生活文化を今に伝える景観上の価値を有するもの
- ③長い時間をかけて地域住民が大切に保全に取り組み、活用されているもの



<木井馬場のムクノキ（みやこ町）>

● 屋外広告物の景観誘導方針

京築地域の個性や魅力ある景観の保全・創出を図るため、建築物等とあわせて、景観上重要な要素である屋外広告物について「景観誘導方針」を定めることとします。

また、屋外広告物の許可に係る詳細な基準については、福岡県屋外広告物条例等において必要な制限を定めるものとします。

● 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

京築地域には、山間部や丘陵部に点在する棚田や果樹園、平野部に広がる水田など、農業を基盤とするいとなみにより育まれた良好ななりわい景観が形成されています。

そうしたなりわい景観の保全・創出は、地域の特性に即した農業の振興施策及び農村景観を活かした観光・交流など地域活性化策とともに取り組む必要があり、なりわい景観とともにある良好な景観を保全・形成していく上では、建物等の外観だけでなく、なりわい環境の維持や集落の活力維持等の課題に取り組んでいくことが求められています。

景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、市町がこの京築広域景観計画に基づいて「景観農業振興地域整備計画」を策定する場合には、県は当該市町を支援していきます。

■ 京築地域の良好ななりわいの景観



<等覚寺地区の棚田（苅田町）>

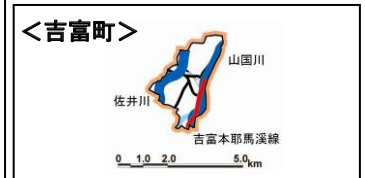
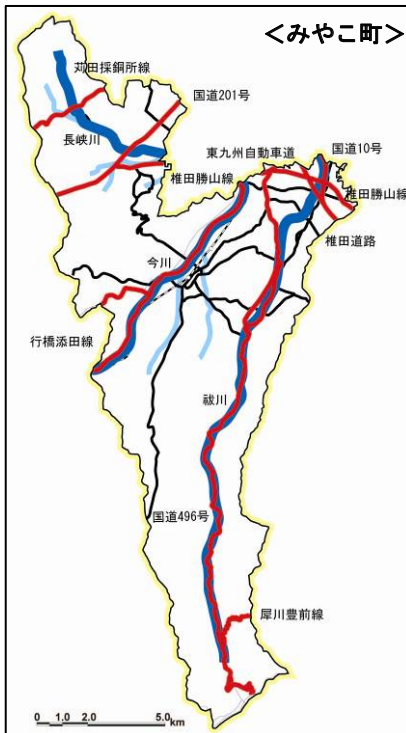
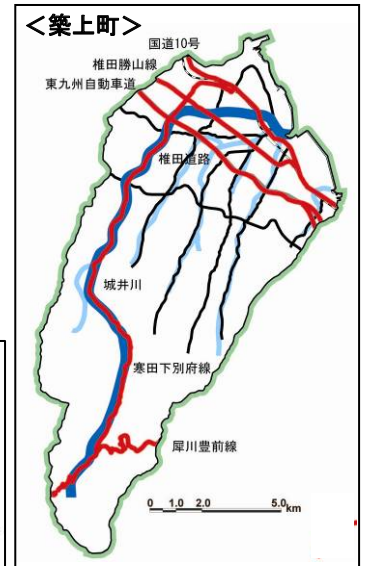
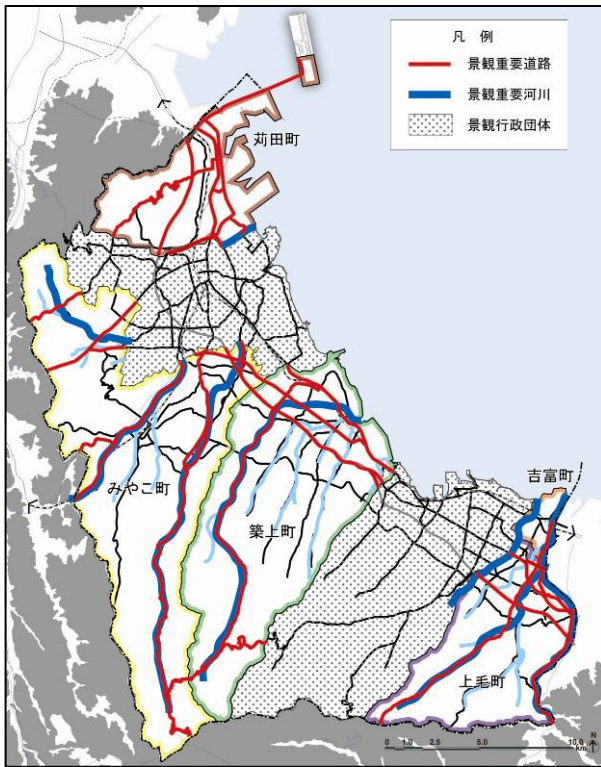


<犀川帆柱地区の棚田（みやこ町）>

● 広域的な景観形成に重要な公共施設

地域内外をつなぐ主な道路、地域の特徴的な景観を形成する主な河川を「景観重要公共施設」に指定し、その整備方針を定めることにより、周囲の景観と調和した良好な景観形成を誘導します。

■ 景観重要公共施設の位置図



< 景観重要道路の対象となる施設 >

一般国道 10 号、一般国道 201 号、一般国道 496 号、東九州自動車道、椎田道路、主要地方道豊前万田線、主要地方道吉富本耶馬溪線、主要地方道門司行橋線、主要地方道犀川豊前線、主要地方道行橋添田線、主要地方道椎田勝山線、主要地方道苅田探銅所線、一般県道福土吉富線、一般県道新北九州空港線、一般県道寒田下別府線

< 景観重要河川の対象となる施設 >

1 級河川山国川、1 級河川友枝川、2 級河川長狭川、2 級河川今川、2 級河川祓川、2 級河川城井川、2 級河川佐井川

【景観重要道路の整備方針】

- 景域ごとの景観特性との調和に配慮した施設整備を行い、通りとしての連続した景観が見られる区間では、事業区域等や事業時期、事業主体等の違いに関わらず、境界部でのつながりに違和感のない仕様となるように努めます。
- 広域を移動する際の車窓からの田園景観や自然景観への眺望景観に配慮するとともに、移動に伴い、連続して変化する景観（シーケンス景観）の形成に配慮します。

【景観重要河川の整備方針】

- 地域のなりわい景観を創り出してきた井堰等の構造物、樹木等については、治水利水計画上支障のない範囲で保全・活用に努めます。
- 地域に親しまれているホタルやオヤニラミなどの貴重な生物が生息する箇所については、その生息環境の保全に努めます。
- 周辺の自然環境との調和に配慮した素材、意匠、形態となるように努めます。
- 多くの人々が河川景観を眺め、親しむことができるよう、自然環境との調和に配慮しつつ、可能な限り親水性の高い空間整備に努めます。

■ 景観形成につながる活動の推進

● 連携して取り組む地域活動

(1) 地域活性化につながる活動

京築地域の自然、歴史、文化に育まれてきた良好な景観資源を活用し、地域内外に発信することにより、地域住民が景観資源の大切さに気づき、景観資源を保全し、魅力ある良好な景観を形成していくための取組みを推進していきます。



<魅力をPRするパンフレット>

(2) 景観形成の啓発・継承活動

より多くの住民等が景観に関心をもち、日常生活に関わる身近な活動を入り口として、景観まちづくりに取り組む人が少しずつ増えることで地域の景観は向上していきます。そのため、イベントや講習会などの景観形成への関心を高める啓発活動や、学校教育、生涯学習、環境学習など様々な場面を通じて、次世代への継承活動を進めていきます。



<地域資源をめぐるイベントの様子>

(3) なりわい・祭礼文化の景観を支える活動

地域独自の「なりわいの景観」「祭礼文化の景観」は、人々の暮らしとともに形づくられ、日常的にいとなまれることによって維持されています。そこで、棚田の保全、耕作放棄地の活用や祭・行事の継承、農林水産物のブランド化などを通して、なりわいや祭礼文化の景観を守り、地域の活性化へとつながるような活動を推進します。



<松尾山お田植え祭り>

(4) 地域マネジメントによる景観まちづくり活動

きめ細かな景観まちづくりを推進するためには、行政が主体的に担う規制・誘導方策とともに、地域住民・まちづくり団体等が自らの地域の景観を把握し、守る活動が重要となってきます。そこで、地域主体による「景観パトロール」や「景観フィールドワーク」などを推進し、様々な景観情報を収集し、データベースとして情報の共有化を図ります。また、これらを地区レベルでの景観形成や災害復旧等にも役立てていきます。



<花いっぱい運動>

● 広域で連携して進める景観形成

各地域で行われている個々の活動を活性化し、その活動を地域全体でつないでいくことにより、地域の垣根を越えて景観まちづくり活動を行うことができ、広域的に良好な景観形成を図ることができます。そのため、地域住民、まちづくり団体・NPO、事業者、行政等が広域的に連携して取り組む活動を推進します。

<連携して取り組む景観形成の例>

- 景観資源のサイン（アイコン）の共有化
- 歴史・文化の保護・伝承
- 守り伝える地域の自然、歴史・文化の紹介



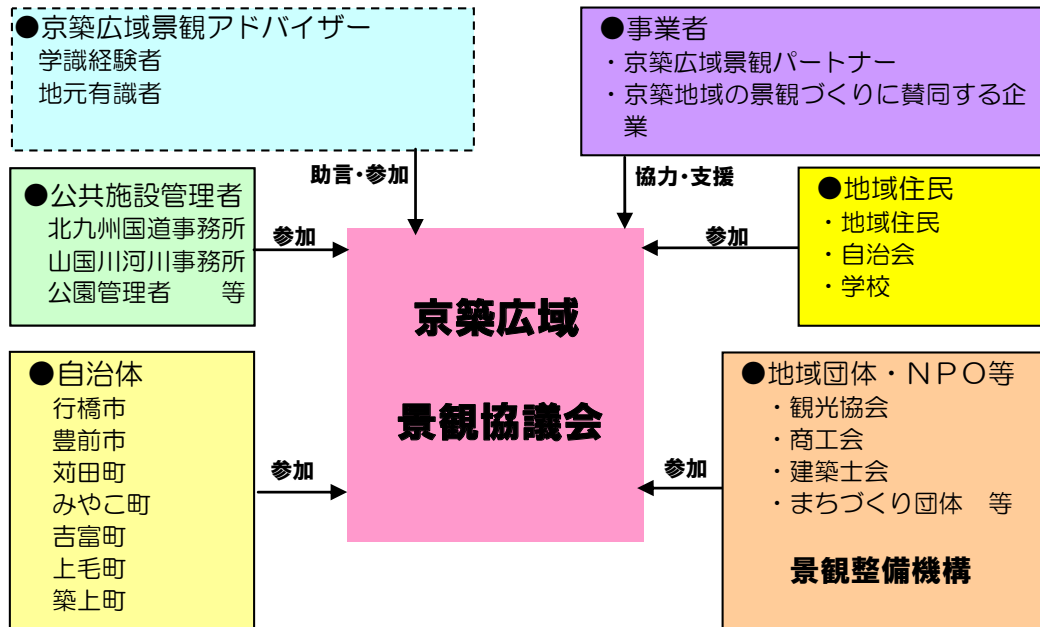
<連携して取り組む景観形成の検討の様子>

■ 実現に向けたパートナーシップの推進

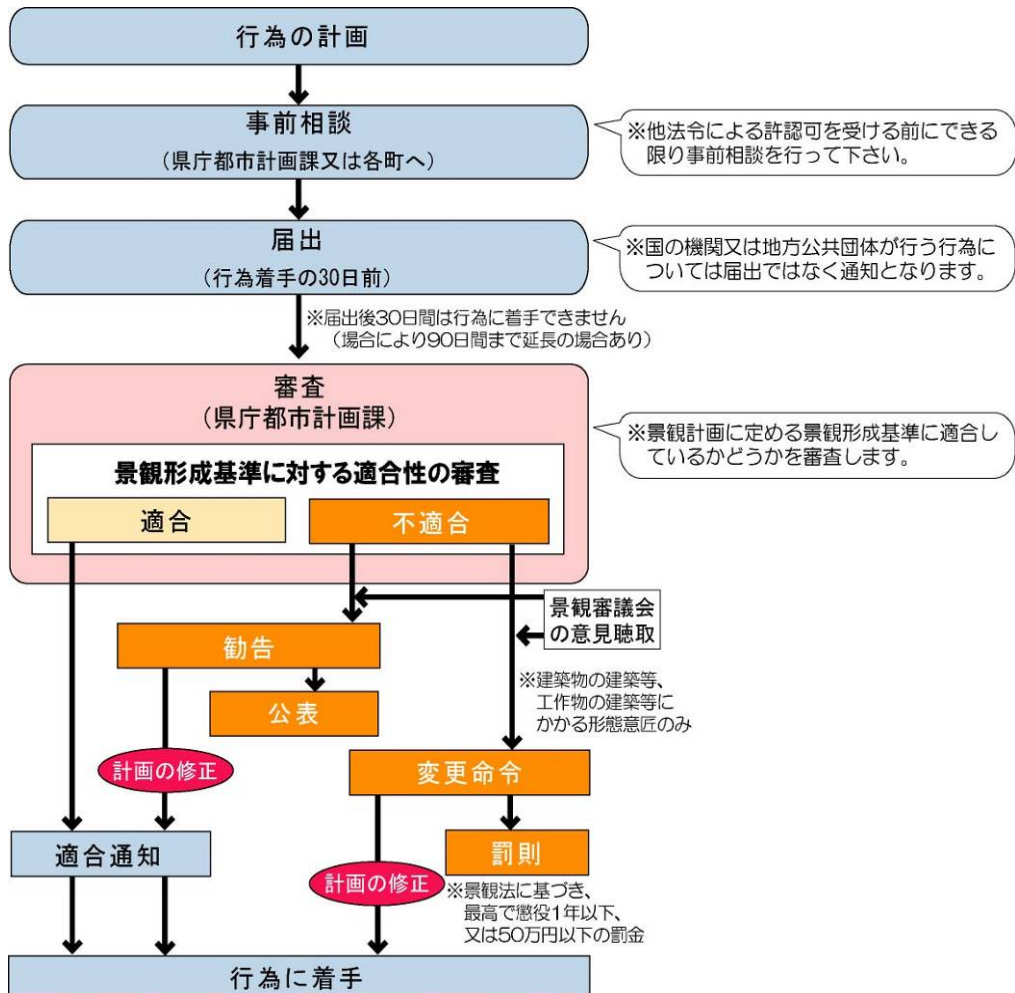
● 景観形成を推進する体制と仕組み

良好な景観形成を持続的に推進していくため、地域住民、地域団体・NPO等、事業者、行政が、それぞれの役割を担うとともに、『京築広域景観協議会』において、良好な景観形成に必要な協議を行い、協議が整った事項に基づき実施する仕組みを整えていきます。

■ 推進体制（案）



■ 届出手続きの流れ



策定までの経緯

平成19年2月

●京築連帯アメニティ都市圏構想の制定

平成21年3月

●京築広域景観基本方針の策定

平成22年5月

●京築広域景観テーマ協定の締結

平成22年6月～

●京築広域景観計画検討委員会で景観計画について検討

平成23年1月

●京築広域景観計画策定のためのフィールドワーク実施

平成23年5月2日
～5月23日

●意見募集の実施

平成23年8月

●京築広域景観計画（案）について福岡県景観審議会の意見聴取

平成23年9月

●京築広域景観計画（案）について福岡県都市計画審議会の意見聴取

●市町長の意見聴取

●公共施設管理者の協議・同意

平成23年12月

●京築広域景観計画の策定・告示

●福岡県美しいまちづくり条例施行規則の一部改正の公布

平成24年4月

●京築広域景観計画・福岡県美しいまちづくり条例施行規則の一部改正の施行



写真上より、京都峠からの眺望（苅田町）、生立八幡神社山笠（みやこ町）、吉富漁港（吉富町）、大ノ瀬官衙遺跡（上毛町）、田園の菜の花畑（築上町）

表紙写真上より 佐井川（豊前市）、寒田地区（築上町）、長井海岸（行橋市）

円形写真真上より 苅田港（苅田町）、仲哀峠（みやこ町）、成恒神楽（上毛町）、八幡古表神社（吉富町）

【問合せ先】

苅田町都市整備課 : 093-434-1111
みやこ町生活環境課 : 0930-42-0001
吉富町産業建設課 : 0979-24-4073
上毛町企画情報課 : 0979-72-3111
築上町企画振興課 : 0930-56-0300
（届出に関する問合せは、建設課まで）

福岡県建築都市部都市計画課 都市政策係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

TEL : 092-643-3712 FAX: 092-643-3716

E-mail: toshi@pref.fukuoka.lg.jp

【京築広域景観計画ホームページ】

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d11/keichiku-keikan.html>